

北関東3県で初となる「えるぼし認定企業」に 「株式会社常陽銀行」を認定しました



平成28年5月9日



茨城労働局長

西井 裕樹

株式会社常陽銀行

取締役頭取 寺門 一義 氏

（茨城労働局 局長室にて撮影）

茨城労働局（局長 西井 裕樹）は、県内初、さらに北関東3県で初となる女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」として、平成28年4月19日付で株式会社常陽銀行（水戸市、取締役頭取 寺門 一義氏）の認定を行いました。

茨城労働局では、女性活躍推進に取り組む企業を認定する「えるぼし認定制度」を広く周知し、認定を目指す企業の取組を支援していきます。

茨城労働局雇用環境・均等室 TEL：029-277-8295

「女性活躍推進法」「えるぼし認定」についてお知りになりたい場合は、
[こちら](#)をクリック！